別記様式第18号（第16条第2項、第17条関係）

第　　　　　号

　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

和寒町長

施設等利用給付認定変更通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった

子ども・子育て支援法第30条の8第４項の規定に基づき

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　施設等利用給付認定の変更について，次のとおり認定しましたので通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 認定番号 |  | | | | | |
| 施設等利用給付  認定保護者 | 氏名 |  | | | 生年月日 | 年　月　日 |
| 居住地 |  | | | | |
| 施設等利用給付  認定子ども | 氏名 |  | | | 生年月日 | 年　月　日 |
| 居住地 |  | | | | | |
| 認定区分 |  | | 認定事由 |  | | | |
| 有効期間 |  | | | | | | |
| 変更年月日 | 年　　月　　日 | | | | | | |

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、

和寒町長に対して審査請求をすることができます。

２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、和寒町を被告として（訴訟において和寒町を代表する者は和寒町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

　⑴　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

　⑵　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。